

2016年3月25日

各 位

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
本部 肥飼料安全検査部 肥料管理課

### 肥料認証標準物質の代金改正のお知らせ

平素は肥料の品質保全、安全性の確保に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成28年4月1日より当センターの手数料等に係る取扱要領が改正され、肥料認証標準物質（以下標準物質）の代金の根拠となる人件費単価、物件費単価及び事務処理経費等が改正となりました。それに伴い、代金を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正後の代金について

1本あたり26,000円（税込）から28,000円（税込）に改正します。

#### 2. 改正後の代金の適用開始について

改正後の代金は、標準物質の発送日が4月1日以降の申請から適用します。

3月25日までに代金の振込み及び配布申請書が当方に到着している申請については、3月31日までに標準物質を発送いたします。3月28日以降に代金の振込があった申請については、4月1日以降に発送いたしますので、3月28日以降は改正後の代金を振り込むようお願いいたします。

#### 3. 問い合わせ先

本部 肥料管理課

Tel 050-3797-1854